労働者派遣事業に関わる情報(マージン率の公開)

労働者派遣法により、派遣元事業主は毎時事業年度終了後、派遣先から
受け取る派遣料金と派遣料金に占める派遣労働者に支払う賃金の割合
(マージン率)を公開することが義務付けられております。(法第23条第5項)

社　名　　：　株式会社ホクシンエレクトロニクス
事業所　　：　〒010-0063　秋田市牛島西一丁目４番10号
対象期間　：　令和6年1月1日～令和6年12月31日

1、マージン率

①	派遣労働者の数	2人
②	派遣先の数	1社
③	マージン率　　※　(⑤-⑥)÷⑤	38.6%
④	教育訓練に関する事項	安全衛生教育・マナー・キャリア形成支援
⑤	派遣料金1人当たりの平均額	36,662円(1日8時間あたりの換算)
⑥	賃金の1人当たりの平均額	22,482円(1日8時間あたりの換算)
⑦	福利厚生関連	社会保険完備・育児介護、 他・健康診断、退職金制度

2、マージン率に含まれる費用
- 社会保険料、労働保険料の事業主負担分
- 有給休暇費用
- 教育訓練費用
- 健康診断費用
- 会社運営費用

3、労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項
- 労使協定を締結しているか否か　：　締結済み
- 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲　：　弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- 労使協定の有効期間の終期　：　令和7年9月30日

令和7年3月1日更新

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項（すべて有給・無料で実施）

〇キャリア・コンサルティングの相談窓口

・担当者　総務部長　高橋　英幸　ＴＥＬ　018-837-0811（内線17）

〇キャリアアップに資する教育訓練

訓練の種別	内　　容	対象となる派遣労働者
入職時等基礎的訓練	交通安全関連（通勤災害） 36協定の意義	雇い入れ時
職 能 別 訓 練	生産の3大要素教育	派遣中
職 種 転 換 訓 練	電子機器組立技能士講習受講	派遣中
階 層 別 訓 練	工程管理・生産管理手法の習得 品質管理手法の習得	入社2年目

株式会社ホクシンエレクトロニクス